

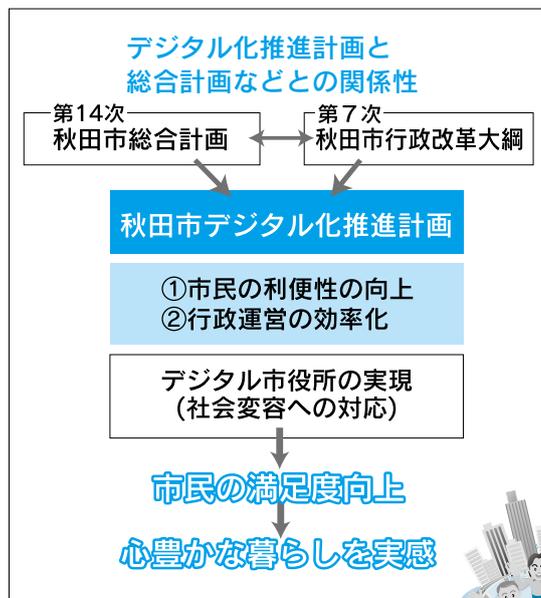
そのデジタル先へ!

近

年、スマートフォンの普及やAI(人工知能)技術の進歩などにより、私たちの生活様式も大きく変化しています。今年5月には、国においてもデジタル改革関連法案が成立するなど、その動きが加速しています。

このような中、市でも「第14次秋田市総合計画」を推進する視点として「行政のデジタル化の推進」を設定。これに基づき、市民の利便性の向上や市が抱える諸課題の解消に加え、社会情勢の変化にも対応するため、6月に策定したのが「秋田市デジタル化推進計画」(計画期間は令和5年度末まで)です。

【問い合わせ】
デジタル化推進本部 ☎(888)5491



基本方針ごとのおもな施策概要

計画の基本方針に沿って、計画期間内に検討・実施される予定のおもな施策を紹介します。詳しくは、市ホームページからご覧いただけます。

広報ID番号 1029652

1 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組

(オンライン化原則)

- ▶ オンライン化による行政サービス(電子申請)の拡充
- ▶ 証明書の手数料や施設の使用料などのキャッシュレスの導入
- ▶ 市税などのクレジットカード納付の導入
- ▶ 保育所入所に係る各種申請のオンライン化
- ▶ 図書館に来館しなくても利用できる電子書籍の提供



2 官民データの

容易な利用等に係る取組

- ▶ オープンデータの拡充(市では平成30年度から導入済み)
- ▶ 路線バスなどの位置情報をオープンデータ化して公開

3 個人番号カードの普及および活用に係る取組(マイナンバーカードの普及・活用)

- ▶ マイナンバーカードの取得促進
- ▶ マイナンバークードの独自利用サービスの実施



4 利用の機会等の格差の是正に係る取組

(デジタルデバイス対策等)

- ▶ デジタル活用支援員と連携した各種講座の実施
- ▶ 商店街全体で取り組むICT環境整備を支援
- ▶ 高齢のかたや障がいのあるかたなど、誰もが使いやすいホームページの運営
- ▶ 小・中学校における、児童・生徒へのタブレット端末の導入(1人1台)や高速大容量ネットワークの整備



写真はイメージ

5 情報システムに係る規格の整備および互換性の確保等に係る取組(標準化、デジタル化、システム改革、業務の見直し)

- ▶ 新型コロナウイルス対策や災害時におけるリモートワーク(遠隔での業務)の検討
- ▶ 税務署と連携・情報共有した、所得税の申告手続きのオンライン化

6 先端技術を活用した取組

- ▶ 先端技術を活用したまちづくりのモデル地区の実現
- ▶ スマート農業導入の支援・推進など
- ▶ 秋田拠点センターアルヴェエへのローカル5G基地局の整備



7 デジタル化により

- ▶ 新たな価値を生み出す取組
- ▶ デジタル技術などを活用できる人材の育成
- ▶ 道路除雪車両運行管理システムの拡充

* オープンデータ行政が保有するデータを誰でも利用できる形で、インターネット上で公開すること

* デジタルデバイス(インターネットやパソコンなど)を利用できる人とできない人とに生じる格差のこと

* ICT(情報通信技術)

* スマート農業(ロボット技術やICTを活用して、省力化・高品質化などの実現を図る農業)

* ローカル5G(企業や自治体などが、地域に整備する高速通信を可能にする環境)



9月21日(火)から 住民票の様式が変わります

秋田市の住民記録システムの更新によって、9月21日(火)から住民票の写しの様式が変わります。原則、最新の情報などを記載した「世帯連記式」の交付となり、氏名、本籍など、過去の変更履歴が必要な場合は、「個人票式」を請求していただくこととなります。なお、交付手数料に変更はありません。

【問い合わせ】市民課 ☎(8888)5626

1 住民票の写しの様式が2種類になります



住民票の写しは、原則「世帯連記式」での交付となります。ただし、証明が必要な内容によっては「個人票式」を交付しますので、証明受付の窓口でご相談ください。

なお、コンビニ交付では「世帯連記式」のみ発行します。また、9月21日以降は、マイナンバーを記載したのももコンビニ交付で取得できるようになります。

個人票式

個人単位で作成されるもので、1枚1人の記載です。抹消線が引かれた過去の履歴も記載され、氏名、本籍、住所などの変更履歴が必要な場合に交付します。

転出や死亡などによって除かれた住民票は「個人票式」を交付します。

様式変更後は、同一世帯であっても、転出や死亡などにより削除されたかたと現存しているかたを併せて記載することはできません。

2 住民票改製前の変更履歴は、旧様式で証明

システム変更に伴い、令和3年9月18日(土)にすべての住民票を改製します。この改製以前に行った住所や氏名などの変更履歴は、旧様式の住民票で証明します。

自動交付機を廃止します



市役所本庁舎、西部市民サービスセンター、駅前サービスセンターに設置している各種証明書の自動交付機は、9月17日(金)で稼働を終了します。



マイナポイントの申し込みはお早めに！

マイナンバーカードを今年4月末までに申請したかたが、キャッシュレス決済サービスのポイント還元を受けられる「マイナポイント」の申し込みがまだのかたはお早めにお願います。



市役所1階の市民の座では、マイナポイント申込のサポート窓口(上の写真)を開設中ですので、ぜひご利用ください。

なお、ポイント還元を受けるには、申込後に、キャッシュレス決済サービスでお買い物をするかチャージ(入金)などの前払いを期限までに行う必要がありますのでご注意ください。

【問い合わせ】

▼マイナポイント制度について
国のコールセンター
☎0120-95-0178
▼市役所のサポート窓口について
情報統計課
☎(8888)5468

新しい様式のイメージ

世帯連記式

住民票	
1	秋田○郎
2	秋田□子
3	秋田◇美
4	秋田△一

個人票式

住民票	
秋田○郎	
山王□子	秋田□子
秋田◇美	
秋田△一	

抹消線が引かれた過去の履歴も記載

最新の情報と1つ前の住所を記載